

居室費

月額 42,000円 (生活保護 36,000円)

水道光熱費

月額 22,000円

おむつ・薬剤費

実費

第6条 (賃料の日割りに関して)

1. 月途中での入退去した場合の取り扱い
入居日数に応じて、居室費、水道光熱費及び暖房費は、30日の日割り計算した費用を入居していた日数を乗じた金額で請求する。
2. 入院・外泊期間の取り扱い
家賃、水道光熱費、暖房費は入院または外泊期間中であっても請求する。

第7条 (賃料の支払)

1. 甲は、乙又は乙代理人に対し、翌月賃料の請求書を毎月10日過ぎに送付する。
2. 乙又は乙代理人は甲に対し、上記の賃料を口座振替でお支払いします。振替日は当月27日となる。
3. 甲は、乙又は乙代理人から賃料等の支払を受けたときは、乙又は乙代理人に対し、入金確認領収書を発行する。

第8条 (賃借権の譲渡等の禁止)

乙は次の行為をしてはならない。

- (1) 賃借権の譲渡、保健建物の転貸
- (2) 本件建物を第三者の使用に供すること

第9条 (費用の負担)

甲は、本件建物が乙の使用目的に適するように維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

- (1) 乙は、建具・造作、給排水設備、照明器具、壁等、乙による日常の使用によって被る損耗につき修理費用を負担していただく場合もある。
- (2) 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙別途協議の上決定する。

第10条 (契約の解除)

1. 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由の生じた時は、乙に対して何らの通知催告を要することなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったとき